

養老保険普通保険約款

改 定 後	改 定 前
(途中省略)	(途中省略)
<p>第 51 条 (保険契約の内容変更等の効力)</p> <p>① 次の手続きの承諾の効力は、当社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 14 条 (保険契約の復活)</li> <li>2. 第 29 条 (延長定期保険または払済保険からの復旧)</li> <li>3. 第 30 条 (保険期間または保険料払込期間の変更)</li> <li>4. 第 39 条 (保険契約者の変更)</li> </ol> <p>② 第①項各号の手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

※ 改定前の特約条項は 2019 年 8 月 1 日時点のものです。